



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

クウェイト：債務救済法案の可決

(1月7日～11日付現地各紙取り纏め)

1月6日、クウェイト国民議会はクウェイト国民個人が抱える銀行等からの借入金を、国家が引受け、当該国民に対して利子の支払いを免除した上で、債務返済のリスクを行い、最長15年かけて元本を無利子で割賦返済させる「債務救済」法案を可決した。投票結果及び政府の反応などは次の通り。

1. 投票結果

(1) 賛成：35 (2) 反対：22 (3) 棄権：1 (4) 欠席：7 (首相を含めた全閣僚)

2. 投票直後の政府の反応

- (1) 投票結果の発表直後、政府は、技術的並びに憲法上及び手続上の問題があり、実施は極めて難しいので、本法の受け入れを拒否することになると発表した。
- (2) シマーリ財務大臣は、本法律には曖昧さや抜け道があり実効的でないこと、金融システム等に対する信頼を失いかねないこと、署名された契約文書の実効性への影響力やモラルハザード等、本法律の危険性を指摘し、政府としても反対することを述べた。
- (3) ローダン国務担当大臣は、本法律に対して取り得る全ての手段について、次回の閣議で議論をすることになると述べた。
- (4) なお、政府は対案として、新たな基金の設置と真に支払い不能に陥っている国民の身を救済することを提案している。

3. 今後の流れ

- (1) 制度上、国民議会で可決された法案に対し首長には ①それを発布・施行するか、②内閣の助言にもとづき法案を再審議するよう議会に差し戻す、の2つの選択肢がある。なお、後者の場合、議会は同法案を再度採決にかけるか(3分の2の賛成票が得られれば、首長は必ず同法律を施行)、審議を次期国会(本年10月以降)に延期し、再度はじめからやり直すかになる。
- (2) 政府には、首長への助言を行うか、法案の違憲性を訴えて憲法裁判所に判断を委ねるかについて1月末まで猶予期間があり、11日付の報道によれば、10日の閣議では本件債務救済法の議論は行われなかったようである。
- (3) また、11日付各紙は、債務救済法案に賛成した議員が首長に直接申し入れを行う予定と報じており、その申し入れの内容を確認した上で、閣議で取り上げることになる模様。

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799